

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年6月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第2300756号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第2400017号

第1 結論

請求者のA社における令和3年6月15日の標準賞与額を26万6,000円に訂正することが必要である。

令和3年6月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年6月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年6月15日

A社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、請求者は当該期間において同社から26万6,100円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(26万6,000円)に基づく厚生年金保険料(2万4,339円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和5年8月28日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第2300757号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第2400018号

第1 結論

請求者のA社における令和3年6月15日の標準賞与額を33万2,000円に訂正することが必要である。

令和3年6月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年6月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年6月15日

A社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、請求者は当該期間において同社から33万2,100円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(33万2,000円)に基づく厚生年金保険料(3万378円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和5年8月28日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300764号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400006号

第1 結論

昭和59年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年*月から昭和61年3月まで

私の母は、大学生であった私が20歳となった昭和59年*月にA県のB町(現在は、C市)役場又は役場の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、送付された納付書により請求期間に係る国民年金保険料を農協やD銀行で毎月納付してくれていた。

請求期間が国民年金の未加入期間で、国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳となった昭和59年*月に、請求者の母親が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたことを聞いた旨主張している。

しかしながら、請求者が昭和59年*月に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付される所、請求期間当時においてB町を管轄していた社会保険事務所(当時)が、昭和59年*月以降に同町へ払い出した国民年金番号に係る払出簿により目視の調査を行ったが、請求者の氏名は確認できない。

また、C市に対して、請求期間当時の国民年金に係る資料の保管状況等について照会を行ったが、同市は、国民年金手帳の記号番号交付簿及び国民年金関係書類受付処理簿等の資料は保管しておらず、請求者の国民年金に係る情報はない旨回答している。

さらに、オンライン記録及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索の調査を行ったものの、請求者に対する国民年金番号の払い出しが確認できるのは、E市を管轄する社会保険事務所において払い出された国民年金番号「*」(現在の基礎年金番号。初めて国民年金の被保険者となった日を平成元年4月1日としている。)以外の国民年金番号を確認することはできない。

加えて、請求者の国民年金の加入手続を行ったとする請求者の母親は、加入手続の際に年金手帳が交付されたかどうか覚えていない旨陳述している。

以上のことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。